

「できる（実践的スキル）」に係る評価基準の見直しについて（案）

1 「できる」の評価結果となった被評価者が特に多いもの（データ分析結果より）

(1) 特養、老健、訪問介護のすべてにおいて90%以上のもの

- ・「おむつ・パッドを尿漏れしない位置に装着したか。」

削除

- ・「爪は短くしているか。」

削除

(2) 特養、老健、訪問介護のすべてにおいて80%以上のもの

- ・「前開き衣類の脱衣（着衣）の際に、健側（患側）から患側（健側）の順番で行ったか。」

介護職の評価項目としては重要と考えられることから存置。

- ・「排泄の間隔を確認したか。」

介護職の評価項目としては重要と考えられることから存置。

- ・「利用者に尿意、便意の有無、排泄した感じの有無を聞き、おむつ・パッドを換えることなどの介助内容を伝え、承諾を得ているか。」

介護職の評価項目としては重要と考えられることから存置。

- ・「顔、腕、足の位置を確認し、腕の巻き込みなどに注意しながら、ベッド柵などにぶつけることなく、利用者に痛みや傷を与えないように体位変換したか。」

削除

- ・「自分が風邪気味の時にはマスクを着用したか。」

削除

- ・「自分が感染症にかかったと思われるときには速やかに医療機関を受診したか。」

削除

(3) その他

- ・「車いすの移動ができる」（小項目）

訪問介護の通過率は70%超（特養と老健は約90%）であったが、施設の場合は段差や道幅を考慮する必要がないという意見を踏まえ、削除。

2 「やっていない」の評価結果となった被評価者が特に多く（データ分析結果より）、アセッサー等からも評価できない可能性があるという意見があったもの

（1）対応を要する状況の発生の有無によるもの

特養、老健、訪問介護すべてにおいて70%前後以上のもの

- ・「緊急時対応」（中項目）

削除

特養、老健、訪問介護のうち、特定のサービル類型で70%以上のもの
基本的には存置する。

- ・「感染症発生時に対応できる」（小項目）（老健、訪問介護）

介護職の評価項目としては重要と考えられることから存置する。

実施状況を見つつ、6か月程度の評価期間をとっても感染症発生時対応を要せず評価できない場合は、小項目を評価せず、レベル認定の要件としないことも検討する。

- ・「終末期ケア」（中項目）（老健、訪問介護）

今後介護職の取組みを推進する必要があること等から、レベル3以上の評価項目として存置する。

実施状況を見つつ、6か月程度の評価期間をとっても終末期ケアを行う機会がなく評価できなかった場合は、小項目等を評価せず、レベル認定の要件とはしないことも検討する。

- ・「状況の変化に応じた対応」（中項目）の一部のチェック項目（訪問介護）

介護職の評価項目としては重要と考えられることから存置する。

評価期間を長く設定すること、利用者の多様化により評価

- ・「事故発生防止」の「家族に連絡し、発生要因、再発予防策を利用者・家族が理解できるように説明できたか。」（老健）「保険者に対する報告について、その定める方法・様式に沿って記載することができたか」（老健）

介護職の評価項目としては重要と考えられることから存置する。

評価期間を長く設定することにより評価

- ・身体拘束を行わざるを得ない場合の手続きができる（小項目）（老健）

身体拘束を全くしていない場合は、小項目を評価せず、レベル認定の要件とはしない。

なお、アセッサー等の一部から発生頻度が低く、長期間評価できない可能性があるという意見のあった「事故発生時対応」については、未実施率がそれほど高くないため、評価期間を長く設定することにより、できる限り評価する。

（2）役割分担によるもの

- ・「相談・苦情対応ができる」（小項目）の一部のチェック項目（老健で未実施率70%以上）

介護職の評価項目としては重要と考えられることから存置する。

評価期間を長く設定することにより評価

・「地域包括ケアシステム」

今後介護職の取組みを推進する必要があるとあり、OJTによる意識啓発等による効果が期待されること、仮評価レベル4の通過率は相当程度あること等から、レベル4の評価項目として存置する。

未実施率が相当程度高いことから、地域包括ケアを行う機会がなく評価できなかった場合は、小項目等を評価せず、レベル認定の要件とはしない方向で検討する。

・「リーダーシップ」の「スタッフの休暇予定を把握し、誤り無くローテーション（シフト）を組むことができるか。」

特定の役職の者しか行わない施設があるという意見があったが、介護職の評価項目としては重要と考えられることから存置する。

施設において、特定の役職者しか行っておらず評価ができない場合は、小項目評価の要件としない。

なお、アセッサー等の一部から介護職は担っていないという意見のあった「介護過程の展開」については、未実施率が高くないこと、介護職として取り組むべきと思われることから、存置する。

(3) 施設等の設備によるもの

・福祉用具の使用が前提となっている項目

福祉用具を使用していないという意見があり、未実施率が8割程度あったが、今後重要度が増すと予想されることを踏まえ存置する。

福祉用具を使用しておらず評価できない場合は、小項目の「できる」評価の要件とはしない。

・「簡易リフト等、入浴機器を用いて入浴した場合、利用者の身体的位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に入浴できたか。」(訪問介護)

特養・老健のみで評価する項目とする。

なお、自分の事業所・施設ではやっていない項目について、別の施設で評価できる仕組みを構築することを制度化することについては、制度開始後、制度の実施状況等を踏まえ検討する。ただし、実施機関の公募において、可能な場合は提案するよう促す。

3 評価結果の相関が高いもの(データ分析結果より)

原則相関係数0.85以上のチェック項目について、整理

4 検者間の評価結果の不一致度合いが高いもの(データ整理中)

チェック項目の趣旨や評価のポイントの作成について検討

5 その他アセッサーや被評価者の意見を踏まえた検討

- (1) 項目が多すぎて評価に時間がかかりすぎる、項目をしぼって段階的に評価できないか(重要度を示して欲しい) という意見あり。

上記1～3により減らす。

- (2) 「施設」と「在宅」で異なるチェック項目とするべきという意見あり。

キャリア段位制度においては、サービス種別を超えた汎用性のある評価を行うことを目指していることから、評価項目をサービス種類ごとに分けることは望ましくない。

できる限り、多様な利用者を担当させることや同一法人または関連法人内での配置換え等により、多様なサービスに対応できるスキルを身に付けさせるよう配慮することが求められる。

- (3) 追加すべきという意見があった主なものは以下のとおり。

臨機応変に対応できる能力を評価する項目

客観的に評価できる具体的な項目設定が難しいのではないかと。

自立支援に関する項目(利用者の状態像に応じておむつをはずす等)

「基本介護技術」の項目にできる限り入れるとともに、「介護過程の展開」においても評価している。

認知症に関する項目(原案では少ない)

確かに少ないが、原案(「状況の変化に応じた対応」及び「利用者特性に応じたコミュニケーション」)の他に客観的に評価できる具体的な項目設定が難しいのではないかと。

生活環境の整理・整頓に関する項目

「ベッドメイキング、シーツ交換(しわやたるみのないベッドメイキング等)」、「居室の環境管理(天気や気温に応じた空気の入替え、整理整頓等)」等が考えられるが、介護職の「できる」能力評価として必須項目ではないのではないかと。

身だしなみに関する項目

事業所の方針によると考えられるが、必要最低限のものがあるか。

「利用者に危害を与えるようなアクセサリーを身に付けていないか」等が考えられるが、介護職の「できる」能力評価として必須項目ではないのではないかと。

接遇・コミュニケーションスキルに関する項目(レベル3以上は「接遇」で差が出る等)

事業所の方針や家族・利用者に応じて対応が決まるものであり、客観的に評価できる具体的な項目設定が難しいのではないかと。

その他

- ・糖尿病の人や高血圧の人に対するケア（留意）を評価する項目
- ・リスクを予想できることを評価する項目 等

(5)チェック項目の表記内容や評価のポイントがわかりにくいものがあったという意見あり

チェック項目の趣旨や評価のポイントの作成について検討